

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
資金運用取引に係る金融機関登録申請について

平成 30 年 3 月 12 日

当法人の資金運用に係る引合いに参加を希望する金融機関は、下記の要領にて登録手続きをお願い致します。

なお、この登録が、今後当法人が行う資金運用に係る全ての引合いへの参加を保証するものではありません。

1. 資金運用の運用方法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 43 条に基づき、次に掲げる方法となります。なお、具体的な運用期間や額等は、引合い実施時に通知致します。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得
- (2) 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

2. 登録に必要な条件

- (1) 信用格付業者（注）より格付けを取得しており、A 格以上の格付けであること
- (2) 自己資本比率が、国際統一基準による場合にあっては 8%以上であること（国際業務を行わない金融機関においては、国内基準で 4%以上であること）

ただし、証券会社については、自己資本規制比率が 140%以上であること

（注）信用格付業者

株式会社格付投資情報センター（R&I） / 株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ（Moody's） / フィッチ・レーティングス（Fitch）
スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）

3. 登録に必要な書類

- (1) 資金運用取引金融機関登録申請書（別紙 様式）
- (2) 格付け及び自己資本比率（自己資本規制比率）が確認できる書類
（会社 HP の写し等でも可能）

4. 提出先（問い合わせ先）

必要書類を送付する際は、事前に担当までご連絡ください。

〒173-0015 東京都板橋区栄町 35 番 2 号

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター経営企画課経理係

電話：03（3964）1141 / FAX：03（3579）4776 / e-mail：keiri@tmghig.jp